

人事委員会年報

令和5年度

兵庫県人事委員会

目 次

I	組織及び運営	1
1	人事委員会	1
(1)	人事委員会の設置	1
(2)	人事委員会の権限	1
(3)	人事委員会の構成	1
(4)	人事委員会の運営	2
(5)	規則、告示等の制定、改廃の状況	7
(6)	条例・規則の制定に伴う意見等	7
2	事務局	9
(1)	組織	9
(2)	職員の定数・現員	9
(3)	分掌事務	10
II	事業の概要	11
1	職員の任用	11
(1)	任用制度の概説	11
(2)	職員の採用	11
(3)	広報等の取組	19
2	職員の給与	22
(1)	職員給与実態調査	22
(2)	民間給与実態調査	23
(3)	職員の給与等に関する報告及び勧告	25
※	職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（令和5年）	26
3	職員の利益保護	29
(1)	勤務条件に関する措置要求	29
(2)	不利益処分に関する審査請求	30
(3)	職員の苦情の処理	32
(4)	分限処分及び懲戒処分の状況	32
4	職員団体	34
(1)	職員団体の登録	34
(2)	管理職員等の範囲	35
5	労働基準監督機関の職権行使	36
(1)	労働基準監督機関の職権行使の枠組み	36
(2)	労働基準法等に基づく職権行使	37
6	退職管理	37
7	退職手当の支給制限等に係る意見照会	37

I 組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、兵庫県人事委員会設置条例（昭和26年条例第23号）により、昭和26年6月11日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ケ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- コ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- サ 前各項目に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）で、委員は次のとおりである。

職名	氏名	常勤・非常勤	任期	現職	略歴
委員長	田中基康 (たなか もとやす)	常勤	令和4年4月1日から 令和6年3月31日まで	—	・中播磨県民センター長 ・環境部長 ・会計管理者
委員 (委員長職務代理者)	鈴木尉久 (すずき やすひさ)	非常勤	平成29年10月13日から 令和7年10月12日まで	間瀬・鈴木法律事務所(弁護士)	・兵庫県弁護士会会長(H25) ・建設工事紛争審査会会長 ・県民生活審議会委員
委員	長尾真 (ながお まこと)	非常勤	令和元年10月12日から 令和9年10月11日まで	神姫バス株式会社 代表取締役社長	・(公社)兵庫県バス協会会長 ・姫路経営者協会理事

(4) 人事委員会の運営

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の令和5年度の会議は24回、議案等の内訳は議案101件、協議事項3件、報告事項40件、計144件、その内容は次のとおりである。

回数	年月日	議案等
1705	R5. 4. 11	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1704回） 2 審査請求の受理及び審査長の指名の件（令和5年（不）第3号事案） 3 措置要求の受理及び事務担当者の指名の件（令和5年（措）第2号事案） 4 令和5年度事務系職種（大卒程度）・資格免許職採用試験実施要綱決定の件 5 令和5年度獣医師採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 措置要求の取下げ（令和4年（措）第4号事案）
1706	R5. 4. 21	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1705回） 2 令和5年職種別民間給与実態調査要綱決定の件 3 令和5年職員給与実態調査要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度人事委員会年報 2 採用サポーター制度 3 任命権者が行った処分
1707	R5. 5. 11	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1706回） 2 技術系職種採用試験（春日程・大卒程度）筆記試験合格者決定の件 3 採用選考試験（第1回）実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民の信頼確保と厳正な規律の保持
1708	R5. 5. 31	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1707回） 2 技術系職種採用試験（春日程・経験者）筆記試験合格者決定の件 3 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件
1709	R5. 6. 14	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1708回） 2 技術系職種採用試験（春日程・大卒程度）最終合格者決定の件 3 警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則制定に対する同意の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 措置要求取下げの件（令和5年（措）第2号事案） 2 任命権者が行った処分

1710	R5. 6. 26	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1709回） 2 事務系職種（大卒程度）採用試験筆記試験合格者決定の件 3 獣医師採用選考試験最終合格者決定の件 4 技術系職種採用試験（春日程・経験者）最終合格者決定の件 5 事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験実施要綱決定の件 6 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 7 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新しい働き方の推進に関する取組 2 事務系職種・技術系職種（高卒程度）ガイダンスの実施
1711	R5. 7. 3	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1710回） 2 資格免許職採用試験筆記試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分
1712	R5. 7. 25	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1711回） 2 公文書非公開決定に係る審査請求の裁決の件 3 事務系職種（大卒程度）採用試験1次面接試験合格者決定の件 4 資格免許職採用試験最終合格者決定の件 5 採用選考試験（第1回）筆記試験合格者決定の件 6 採用選考試験（第1回）最終合格者（海技職（機関）〈教育委員会〉、 遺伝カウンセラー）の決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県人事委員会勧告に向けた申し入れ 2 任命権者が行った処分
1713	R5. 8. 17	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1712回） 2 事務系職種（大卒程度）採用試験最終合格者決定の件 3 採用選考試験（第1回）最終合格者決定の件 4 事務系職種（経験者）採用試験実施要綱決定の件 5 技術系職種（大卒程度・経験者）採用試験（秋日程）実施要綱決定の件 6 障害のある人を対象とする職員採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事院勧告 2 任命権者が行った処分
1714	R5. 9. 8	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1713回） 2 審査請求の裁決（令和5年（不）第1号事案） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県人事委員会勧告に対する申し入れ 2 任命権者が行った処分

1715	R5. 9. 19	<p>〔議 案〕</p> <p>1 議事録の承認を求める件（第1714回）</p> <p>2 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱い</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 令和5年職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等の結果</p> <p>2 任命権者が行った処分</p>
1716	R5. 10. 3	<p>〔議 案〕</p> <p>1 議事録の承認を求める件（第1715回）</p> <p>〔協議事項〕</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱い</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 任命権者が行った処分</p>
1717	R5. 10. 11	<p>〔議 案〕</p> <p>1 議事録の承認を求める件（第1716回）</p> <p>2 事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験筆記試験合格者決定の件</p> <p>3 技術系職種（大卒程度・経験者）採用試験（秋日程）筆記試験合格者決定の件</p> <p>4 職員の給与等に関する報告及び勧告</p>
1718	R5. 10. 31	<p>〔議 案〕</p> <p>1 議事録の承認を求める件（第1717回）</p> <p>2 事務系職種（経験者）採用試験筆記試験合格者決定の件</p> <p>3 獣医師採用選考試験（第2回）実施要綱決定の件</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 任命権者が行った処分</p>
1719	R5. 11. 9	<p>〔議 案〕</p> <p>1 議事録の承認を求める件（第1718回）</p> <p>2 障害のある人を対象とする職員採用選考試験筆記試験合格者決定の件</p> <p>3 事務系職種・技術系職種（高卒程度）採用試験最終合格者決定の件</p> <p>4 技術系職種（大卒程度・経験者）採用試験（秋日程）最終合格者決定の件</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 職員勤務実態調査の実施</p>
1720	R5. 12. 11	<p>〔議 案〕</p> <p>1 議事録の承認を求める件（第1719回）</p> <p>2 事務系職種（経験者）採用試験最終合格者決定の件</p> <p>3 獣医師採用選考試験（第2回）最終合格者決定の件</p> <p>4 専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>－職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件－</p> <p>〔報告事項〕</p> <p>1 任命権者が行った処分</p>

1721	R5. 12. 20	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1720回） 2 障害のある人を対象とする採用選考試験最終合格者決定の件 3 採用選考試験（第2回）実施要綱決定の件 4 選考によって採用することができる職の指定の件 5 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員採用試験の見直し方針（令和6年度） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員ガイダンスの実施 2 任命権者が行った処分
1722	R6. 1. 15	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1721回） 2 学芸員採用選考試験実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員勤務実態調査に係る書面調査の結果等 2 懲戒処分指針の策定（知事部局） 3 任命権者が行った処分
1723	R6. 1. 25	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1722回） 2 措置要求の受理及び事務担当者の指名の件（令和6年（措）第1号事案） <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察官採用試験実施計画（令和6年度）
1724	R6. 2. 16	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1723回） 2 措置要求の判定の件（令和5年（措）第1号事案） 3 審査請求の審査に関する事務の一部の委任の件（令和5年（不）第3号事案） 4 採用選考試験（第2回）筆記試験合格者決定の件 5 採用選考試験（第2回）最終合格者決定の件 6 学芸員採用選考試験最終合格者決定の件 7 任期付職員の採用承認の件 8 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 9 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 10 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 11 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 12 職員団体の登録の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度職員採用試験の見直し 2 令和6年度職員採用試験実施日程 3 採用試験広報活動計画（令和6年度実施試験向け） 4 兵庫県職員高卒程度ガイダンスの実施 5 任命権者が行った処分

1725	R6. 3. 7	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1724回） 2 措置要求の受理及び事務担当者の指名の件（令和6年（措）第2号事案） 3 採用選考試験（第2回）最終合格者決定の件 4 令和6年度職員採用試験に係る募集予定職種及び採用予定人数決定の件 5 事務系職種（大卒程度・早期SPI枠）採用試験実施要綱決定の件 6 技術系職種（大卒程度・経験者）採用試験（春日程）実施要綱決定の件 7 令和5年告示第12号（口頭により提供を求めることができる保有個人情報の指定）の一部改正の件 8 職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則等制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分
1726	R6. 3. 15	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1725回） 2 公文書部分公開決定に係る審査請求の裁決の件 3 令和6年度職員採用試験に係る募集予定職種及び採用予定人数（資格免許職）決定の件 4 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県人事委員会勧告に対する申入れ 2 任命権者が行った処分
1727	R6. 3. 25	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1726回） 2 事務局職員の任免、異動の件 3 事務局職員に係る懲戒処分指針策定の件 4 措置要求の受理及び事務担当者の指名の件（令和6年（措）第3号事案） 5 審査請求の受理及び審査長の指名の件（令和6年（不）第1号事案） 6 審査請求の受理及び審査長の指名の件（令和6年（不）第2号事案） 7 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員勤務実態調査（実地調査・文書指導）の結果 2 措置要求の取下げ（令和6年（措）第1号事案） 3 任命権者が行った処分
1728	R6. 3. 29	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（1727回） 2 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 3 職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則等制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事異動の概要

(5) 規則、告示等の制定、改廃の状況

人事委員会が令和5年度中に制定し、又は改廃した規則、告示及び訓令は次のとおりである。

ア 規則

規則番号	公布年月日	規則名	概要
(令和5年)第6号	R5. 6. 27	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	試験区分の見直しに伴い、初任給基準等の試験区分の名称改正を行った
第7号	R5. 12. 21	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部改正等に伴い、勤勉手当の成績率の引上げ等を行った
(令和6年)第1号	R6. 2. 19	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	特別支援学校の新設に伴う地域手当の級地指定等を行った
第2号	R6. 3. 8	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部改正等に伴い、在宅勤務等手当の支給要件の設定等を行った
第3号	R6. 3. 29	職員等の旅費に関する規則等の一部を改正する規則	県の組織改正に伴い、期末勤勉手当の管理職加算の区分の改正等を行った

イ 告示

告示番号	公布年月日	告示名	概要
(令和5年)第5号	R5. 12. 21	会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部を改正する規程	職員の給与に関する規則等の一部改正に伴い、勤勉手当の基礎額の算定等について規定の整備を行った
(令和6年)第1号	R6. 3. 8	職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	職員の給与に関する規則等の一部改正に伴い、在宅勤務等手当を支給される職員の通勤手当等について規定の整備を行った
第2号	R6. 3. 14	口頭により提供を求めることができる保有個人情報の指定の一部改正	試験制度の見直しに伴い、提供する保有個人情報の内容の改正を行った
第3号	R6. 3. 29	職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	県の組織改正に伴い、級別職務区分表の改正等を行った

ウ 訓令

訓令番号	公布年月日	訓令名	概要
(令和6年)第1号	R6. 3. 29	人事委員会決裁規程等の一部を改正する訓令	県の組織改正に伴い、関係規程の整備を行った

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、令和5年度中に条例案について意見を提出したものは次のとおりである。

意見提出 年月日	議案番号	件名	意見
R5. 6. 8	第363回定例会 第69号議案	警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	警察職員の特殊勤務手当の支給要件の対象の拡大及び手当額の加算措置は、銃砲刀剣類所持等取締法改正に伴うもの及び国家公務員の特殊勤務手当の取扱いの改正に準じた取扱いとするものである。国の改正は令和4年3月及び令和4年4月に行なわれていたものである。これに準じた対応が速やかに必要なものであり、異議はありません。
R5. 12. 5	第365回定例会 第133号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（特別職、企業職員及び病院事業職員に係る部分を除く）	本委員会の行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、給料表及び諸手当の改定等を行うものであり、異議はありません。
R5. 12. 7	第365回定例会 第133号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（議案訂正部分）	本委員会の行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、給料表及び諸手当の改定等を行う中での訂正であり、異議はありません。
R6. 2. 20	第366回定例会 第28号議案	職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>県議会において議決のうえ策定されている「県政改革方針」のもと管理職手当等の減額措置を令和6年度に限り継続するものであり、異議はありません。</p> <p>ただし、管理職手当等の減額措置は、本県の財政状況を踏まえ実施されるとしても、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められます。「職員の給与等に関する報告及び勧告」でも言及してきたとおり、段階的な縮小に向けた一定の方向性が示されたものの、なおも減額措置は長期にわたり常態化しています。こうした状況への説明を尽くしつつ、職員のモチベーションの維持・向上や人材確保の観点からも、速やかに解消されるようあらためて要請します。</p>
	第366回定例会 第160号議案	公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	国家公務員の特殊勤務手当の取扱いに準じて特殊勤務手当の対象業務の拡大等を行うものであることから、異議はありません。引き続き国との均衡を図りながら実態に即した充実を図られたい。

イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているものについて、令和5年度中に、次のとおり協議を受け、同意する旨回答した。

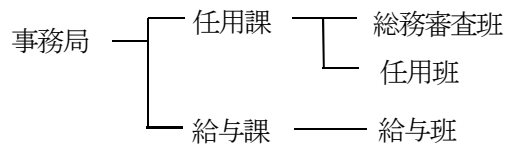
回答年月日	件名	協議者
R5.6.14	警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	公安委員会

2 事務局

(1) 組織

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。事務局の組織は、次のとおり2課3班である。

（令和6年3月31日現在）



(2) 職員の定数・現員

職員の条例定数は20人であり、現員は16人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	15人	16人

(3) 分掌事務

(任用課) 人事委員会の会議の運営、勤務条件に関する措置の要求の審査、不利益処分に関する審査請求の審査、労働基準監督機関の職権行使、事務局の庶務、職員の採用試験などを行っている。

課名	班名	分掌事務
任用課	総務審査班	1 人事委員会の会議 2 事務局及び事務局職員の庶務、経理 3 勤務条件に関する措置の要求 4 不利益処分に関する審査請求 5 職員の苦情の処理 6 学校医等の公務災害補償に関する審査の請求 7 労働基準監督機関の職権行使 8 分限及び懲戒の基準並びに手続及び効果 9 退職手当の支給制限等に係る意見 10 職員の退職管理
	任用班	1 職員の任用（給与課の所掌に属するものを除く） 2 研修及び人事評価 3 人事記録に関する事項の管理

(給与課) 職員の給与等に関する勧告の実施などを行っている。

課名	班名	分掌事務
給与課	給与班	1 給与、勤務時間その他の勤務条件 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告 3 給与の支払の監理 4 旅費の制度 5 サービスの基準 6 厚生福利制度 7 職員の定年等 8 職員の採用選考（採用選考試験の実施を除く） 9 職員団体等

Ⅱ 事業の概要

1 職員の任用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない（法第15条）。

イ 任命の方法

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる（法第17条）。

ウ 採用の方法

人事委員会を置く地方公共団体の採用は、競争試験によることが原則であるが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができる（法第17条の2）。

(2) 職員の採用

ア 競争試験による採用

令和5年度に実施した競争試験は技術系職種（大卒程度・経験者）（春日程・秋日程）、事務系職種（大卒程度）、資格免許職、事務系職種・技術系職種（高卒程度）、事務系職種（経験者）であり、受験者数は、計2,271人（技術系職種（大卒程度・経験者）（春日程）495人、大卒程度（事務系職種）612人、資格免許職426人、事務系職種・技術系職種（高卒程度）131人、技術系職種（大卒程度・経験者）（秋日程）82名、事務系職種（経験者）525人）となっている。

なお、警察官の巡査の職への採用の試験の権限は任命権者に委任している。

(7) 各競争試験の特徴と傾向（令和5年度）

a 技術系職種（大卒程度・経験者）（春日程・秋日程）

令和5年度から新設。受験者確保が厳しい技術系職種を対象とし、令和4年度まで別々の日程で実施していた特別枠・大卒程度・経験者の3つの試験日程を統一。春・秋の年2回実施した。

大卒程度（春日程）では、受験者数417人に対し、最終合格者数は129人で、競争率は3.2倍となった。経験者（春日程）では、受験者数78人に対し、最終合格者数は23人で、競争率は3.4倍となった。

大卒程度（秋日程）では、受験者数34人に対し、最終合格者数は13人で、競争率は2.6倍となった。経験者（秋日程）では、受験者48人に対し、最終合格者は15人で、競争率は3.2倍となった。

b 事務系職種（大卒程度）

受験者数612人に対し、最終合格者数は165人で、競争率は前年度を0.1ポイント下回る3.7倍となった。

一般事務職では458人が受験し、最終合格者数は110人で、競争率は前年度を0.1ポイント下回る4.2倍となった。

また、事務系職種（全職種）の最終合格者に占める女性の割合は前年度の50.7%を7.5ポイント上回る58.2%となった。

c 資格免許職

受験者数426人に対し、最終合格者数は77人で、競争率は前年度を1.5ポイント上回る5.5倍となった。

d 事務系職種・技術系職種（高卒程度）

事務系職種は、受験者数117人に対し、最終合格者数は31人で、競争率は前年度を0.1ポイント下回る3.8倍となった。

一般事務職では58人が受験し、最終合格者数は18人で、競争率は前年度を2.1ポイント下回る3.2倍となった。

技術系職種は、受験者数14人に対し、最終合格者数は7人で、競争率は前年度を0.5ポイント下回る2.0倍となった。

e 事務系職種（経験者）

受験者数525人に対し、最終合格者数は88人で、競争率は前年度を3.7ポイント下回る6.0倍となった。

一般事務職では391人が受験し、最終合格者数は70人で、競争率は前年度を3.6ポイント下回る5.6倍となった。

(イ) 各競争試験の日程（令和5年度）

区分	受付期間	筆記試験日	筆記試験地	面接試験日	面接試験地	最終合格発表日
技術系職種(大卒程度・経験者) (春日程)	〈インターネット〉 5. 3. 13～5. 4. 7	5. 4. 23	神戸市	(大卒程度) 5. 5. 22～5. 6. 2 のうち指定する1日 (経験者) 5. 6. 12～5. 6. 16 のうち指定する1日	神戸市	(大卒程度) 5. 6. 16 (経験者) 5. 6. 28
事務系職種(大卒程度)	〈インターネット〉 5. 4. 24～5. 5. 26	5. 6. 18	神戸市	5. 7. 3～5. 8. 10 のうち指定する2日	神戸市	5. 8. 18
資格免許職	〈インターネット〉 5. 4. 24～5. 5. 26	5. 6. 18	神戸市	5. 7. 10～5. 7. 14 のうち指定する1日	神戸市	5. 7. 26
事務系職種・技術系職種(高卒程度)	〈インターネット〉 5. 8. 1～5. 8. 31 〈郵送〉 5. 8. 1～5. 8. 31	5. 9. 24	神戸市 豊岡市	5. 10. 23～5. 10. 31 のうち指定する1日	神戸市	5. 11. 10
技術系職種(大卒程度・経験者) (秋日程)	〈インターネット〉 5. 8. 21～5. 9. 15	5. 10. 1	神戸市 東京都	5. 10. 23～5. 11. 2 のうち指定する1日	神戸市	5. 11. 10
事務系職種(経験者)	〈インターネット〉 5. 8. 21～5. 9. 15	5. 10. 1	神戸市 東京都	5. 11. 11 ～5. 11. 26 のうち指定する1日	神戸市	5. 12. 13

※令和2年度にシステム改修を行い、一部の試験を除き、インターネットによる申込のみとした。

(ウ) 各競争試験の受験資格・試験方法（令和5年度）

区分	受験資格	試験方法
技術系職種 (大卒程度) (春日程・秋日程)	1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～27歳（令和6年4月1日現在） ただし、保健師及び薬剤師は27歳以下の者 イ 21歳（令和6年4月1日現在）以下の者で、4年制大学等を令和6年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者 2 児童福祉司、心理判定員、環境科学職、保健師、薬剤師にあつては、資格取得者（取得見込者を含む）に限る	筆記試験 専門試験 記述式 1時間30分 面接試験 個別面接 適性検査
技術系職種 (経験者) (春日程・秋日程)	1 次のいずれかに該当する者 ア 28歳～45歳（令和6年4月1日現在） ただし、児童福祉司、心理判定員、保健師及び薬剤師は28歳～59歳の者 2 児童福祉司、心理判定員、環境科学職、保健師、薬剤師にあつては、資格取得者（取得見込者を含む）に限る	筆記試験 専門試験 記述式 1時間30分 エントリーシート 面接試験 個別面接 適性検査
事務系職種 (大卒程度)	1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～27歳（令和6年4月1日現在） イ 21歳（令和6年4月1日現在）以下の者で、4年制大学等を令和6年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者	筆記試験 教養試験 択一式45題（一部選択解答制）2時間30分 専門試験 択一式40題（一部選択解答制）2時間 論文試験 1題 800字 1時間 面接試験 個別面接①、個別面接② 適性検査
資格免許職	1 59歳以下（令和6年4月1日現在） 2 資格取得者（取得見込者を含む）に限る	筆記試験 専門試験 記述式 1時間30分 面接試験 個別面接 適性検査
事務系職種 技術系職種 (高卒程度)	1 18歳～21歳（令和6年4月1日現在） ただし、定時制・通信制高校在学中の者（既に高卒以上の学歴を有する者を除く）に限り、18歳～30歳の者 2 次の学歴を有する者は除く 大学（短期大学を除く）及びこれと同等と認められる大学校等を ア 卒業した者 イ 在学期間（休学期間を除く）が通算して2年を超える者 ウ 第3年次以上に現に在学し又は在学したことがある者	筆記試験 教養試験 択一式50題 2時間 専門試験（技術系職種） 林学職、建築職 択一式30題、記述式1題 2時間 農学職、総合土木職 択一式30題（一部選択解答制）、 記述式1題 2時間 論文試験（事務系職種）1題 800字 1時間 面接試験 個別面接 適性検査

区分	受験資格	試験方法
事務系職種 (経験者)	1 28歳～45歳 (令和6年4月1日現在)	筆記試験 SPI3 1時間10分 エントリーシート 面接試験 個別面接①、個別面接② 適性検査

(I) 各競争試験の実施状況（令和5年度）

試験区分	職 種	採用予定数	申込者数	筆記試験		1次面接試験		最終面接試験	最終合格者数 :B	競争率 (A/B)	採用者数	辞退者数
				受験者数:A	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数				
技術系職種 (大卒程度)	児童福祉司	10	33	28	26			26	12	2.3	7	5
	心理判定員	4	47	36	15			15	5	7.2	2	3
	農学職	15	80	67	50			48	18	3.7	13	5
	林学職	4	33	29	20			19	6	4.8	3	3
	水産職	2	33	25	10			10	3	8.3	1	2
	環境科学職	2	24	18	10			9	3	6.0	2	1
	総合土木職	20	80	70	67			66	27	2.6	19	8
	建築職	3	25	17	12			10	4	4.3	0	4
	機械職	2	14	10	7			5	3	3.3	2	1
	電気職	2	7	6	5			5	3	2.0	2	1
	保健師	8	60	57	30			28	10	5.7	9	1
	薬剤師	34	65	54	45			40	35	1.5	26	9
	小計	106	501	417	297			281	129	3.2	86	43
技術系職種 (経験者)	児童福祉司	4	29	19	15			15	5	3.8	5	0
	心理判定員	1	7	6	4			4	2	3.0	1	1
	農学職	2	17	12	9			8	3	4.0	3	0
	林学職	1	3	3	3			3	1	3.0	1	0
	環境科学職	1	8	5	5			4	2	2.5	2	0
	総合土木職	4	11	8	7			5	2	4.0	2	0
	建築職	2	8	7	7			7	3	2.3	2	1
	保健師	2	13	12	8			7	3	4.0	2	1
	薬剤師	2	7	6	5			5	2	3.0	2	0
小計	19	103	78	63			58	23	3.4	20	3	
事務系職種 (大卒程度)	一般事務職	80	683	458	382	326	164	155	110	4.2	82	28
	警察事務職	6	78	47	28	26	12	12	8	5.9	5	3
	教育事務職	26	106	78	63	58	48	47	36	2.2	27	9
	小中学校事務職	9	42	29	18	17	15	13	11	2.6	8	3
	小計	121	909	612	491	427	239	227	165	3.7	122	43
資格免許職	栄養士	10	127	93	30			30	10	9.3	9	1
	臨床検査技師	24	131	117	75			69	25	4.7	24	1
	診療放射線技師	10	87	81	34			33	13	6.2	13	0
	精神保健福祉相談員	1	10	9	5			5	1	9.0	1	0
	医療福祉相談員	4	29	17	9			9	4	4.3	3	1
	理学療法士	8	42	38	24			21	8	4.8	8	0
	作業療法士	3	13	12	9			9	3	4.0	3	0
	言語聴覚士	1	7	6	5			4	2	3.0	2	0
	視能訓練士	1	10	8	5			5	1	8.0	1	0
	歯科衛生士	1	15	12	5			4	1	12.0	1	0
	臨床工学技士	12	42	33	30			28	9	3.7	9	0
小計	75	513	426	231			217	77	5.5	74	3	

試験 区分	職 種	採用予 定数	申 込 者 数	筆記試験		1次面接試験		最終面 接試験 受 験 者 数	最終合 格者数 :B	競 争 率 (A/B)	採用者 数	辞退者 数
				受 験 者 数 : A	合 格 者 数	受 験 者 数	合 格 者 数					
				人	人	人	人					
事務系職種 (高卒程度)	一般事務職	10	73	58	55			52	18	3.2	14	4
	警察事務職	3	19	14	13			12	3	4.7	3	0
	教育事務職	6	23	22	22			21	6	3.7	4	2
	小中学校事務職	4	23	23	17			17	4	5.8	3	1
	小計	23	138	117	107			102	31	3.8	24	7
技術系職種 (高卒程度)	農学職	2	7	5	4			4	3	1.7	3	0
	林学職	1	1	1	1			1	1	1.0	1	0
	総合土木職	5	7	6	4			3	2	3.0	1	1
	建築職	1	2	2	2			2	1	2.0	1	0
	小計	9	17	14	11			10	7	2.0	6	1
事務系職種 (経験者)	一般事務職	60	515	391	237			205	70	5.6	57	13
	警察事務職	6	54	44	18			18	8	5.5	8	0
	教育事務職	2	27	19	7			7	2	9.5	1	1
	小中学校事務職	8	79	71	25			24	8	8.9	5	3
	小計	76	675	525	287			254	88	6.0	71	17
技術系職種 (大卒程度)	児童福祉司	1	4	3	3			3	2	1.5	2	0
	林学職	1	7	7	6			5	4	1.8	4	0
	水産職	1	14	7	6			5	2	3.5	2	0
	総合土木職	2	9	4	4			4	2	2.0	1	1
	保健師	1	8	4	4			4	2	2.0	1	1
	薬剤師	1	9	9	6			4	1	9.0	1	0
	小計	7	51	34	29			25	13	2.6	11	2
技 術 系 職 種 (経 験 者)	児童福祉司	3	11	8	8			8	3	2.7	3	0
	心理判定員	1	9	7	6			4	1	7.0	1	0
	農学職	1	9	7	6			6	3	2.3	3	0
	林学職	1	3	2	2			2	0	-	0	0
	環境科学職	1	5	1	0			-	-	-	-	-
	総合土木職	3	13	10	9			9	4	2.5	4	0
	建築職	1	4	2	2			2	1	2.0	1	0
	保健師	1	9	9	6			6	2	4.5	1	1
	薬剤師	1	2	2	2			2	1	2.0	1	0
	小計	13	65	48	41			39	15	3.2	14	1
合 計	449	2,972	2,271	1,557	427	239	1,213	548	4.1	428	120	

(オ) 警察官採用試験（警察本部実施）

警察官については、警察本部において県内では3回、県外では中国、四国、九州の5県との共同方式により、採用試験を実施した。

a 警察官採用試験実施状況（県内試験）（令和5年度）

実施日	区分	採用予定者数	申込者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終合格 者数	競争率	採用者数	辞退者数
5.5.4 5.9.17 6.1.13	男性A	205	986	787	604	549	275	2.9	127	135
	男性B	132	632	473	315	280	100	4.7	66	24
	女性A	45	287	220	160	143	68	3.2	38	25
	女性B	35	180	140	110	94	43	3.3	30	6
	サイバー捜査A	8	4	3	3	3	2	1.5	1	0
	サイバー捜査B		2	2	2	2	0	-	-	-
	心理相談	2	4	3	3	3	1	3.0	0	1
	武道A	8	5	3	2	2	2	1.5	2	0
武道B	0		-	-	-	-	-	-	-	
合計		435	2,100	1,631	1,199	1,076	491	3.3	264	191

※採用者数及び辞退者数には、令和6年1月13日実施分及び令和6年10月採用予定者の人数は含まれていない。

※各区分のAは大卒又は大卒見込みの者、BはA以外の者

b 警察官採用試験実施状況（県外試験）（令和5年度）

実施日	区分	採用予定者数	申込者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終合格 者数	競争率	採用者数	辞退者数
5.5.14 ～ 5.10.15	男性A	11	140	106	18	7	5	21.2	2	3
	男性B	12	192	140	33	20	5	28.0	3	1
	女性A	1	18	7	0	-	-	-	-	-
	女性B	1	23	15	2	1	0	-	-	-
	合計	25	373	268	53	28	10	26.8	5	4

※採用者数及び辞退者数には、令和6年10月採用予定者の人数は含まれていない。

※各区分のAは大卒又は大卒見込みの者、BはA以外の者

イ 選考による採用

選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要がある職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。令和4年度から、多様な人材確保の観点から、採用選考試験の全職種で年齢上限を59歳以下に引き上げた。

また、医師・歯科医師職1～2級、看護職1～4級、警察官の警部以下、病院局医療技術職2～6級（選考試験の実施権限を除く）の職の採用の選考の権限は、各任命権者に委任している。

(7) 採用選考実施状況（職級別）（令和5年度）

人事交流や選考試験により人事委員会が令和5年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政職 (人)

任命権者	2級 [1級]	3級 [2級]	4級 [3級]	5級 [4級]	6級 [5級]	7級 [6級]	8級 [7級]	9級 [8級]	10級 [9級]	特10級 [10級]	計
知事部局	11 (9)	8 (5)	14(13)	1	3	2	2	1	1	0	43(27)
教育委員会	5 (5)	1 (1)	0	0	0	11	3	1	0	0	21 (6)
警察本部	1 (1)	2 (2)	0	0	0	1	0	0	0	0	4 (3)
計	17(15)	11 (8)	14(13)	1	3	14	5	2	1	0	68(36)

※ [] 内は令和6年4月1日以降の級表示。

() 内は選考試験の結果採用を行った者を内書きした。

b 研究職 (人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	2 (2)	0	0	0	2 (2)
教育委員会	1 (1)	0	0	0	0	1 (1)
警察本部	0	2 (2)	0	0	0	2 (2)
計	1 (1)	4 (4)	0	0	0	5 (5)

※ () 内は選考試験の結果採用を行った者を内書きした。

c 医師・歯科医師職 (人)

任命権者	3級	4級	計
病院局	0	2	2
警察本部	18	8	26
計	18	10	28

d 警察職 (人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	0	0	0	0	0	3	0	0	1	4

(4) 職員採用選考試験実施状況（令和5年度）

(人)

実施日	職種	採用予定者数	受験者数	合格者数	採用者数	辞退者数
5.6.11	獣医師	12	21	17	6	11
5.7.2	産業技術職（有機化学系）	1	7	1	1	0
	産業技術職（機械工学系）	1	4	1	1	0
	職業訓練指導員（建築系）	1	2	1	1	0
	職業訓練指導員（自動車系）	1	4	1	1	0
	職業訓練指導員（電気・設備系）	1	4	1	0	1
	警察事務職（情報管理員）	1	4	0	0	0
	理化学職（化学）	1	14	1	1	0
	海技職＜警察本部＞	1	6	1	1	0
	海技職（航海）＜教育委員会＞	2	0	-	-	-
	海技職（機関）＜教育委員会＞	1	1	1	1	0
	学芸員（近現代西洋美術）	1	28	1	1	0
	研究員（鳥類生態・分類学）	1	6	1	1	0
	埋蔵文化財技師	1	10	1	1	0

(人)

実施日	職種	採用予定者数	受験者数	合格者数	採用者数	辞退者数
	心理判定員	2	6	2	2	0
	医療情報職	3	7	2	2	0
	遺伝カウンセラー	4	5	4	4	0
	治験コーディネーター	2	0	-	-	-
5. 10. 22	障害のある人を対象とする採用選考 事務職（一般事務職、警察事務職、教育事務職、小中学校事務職）	8	88	8	8	0
	農学職		2	0	-	-
	林学職		1	0	-	-
	総合土木職		2	0	-	-
	建築職		2	0	-	-
5. 12. 3	獣医師	5	3	3	3	0
6. 2. 3	児童福祉司	3	8	3	3	0
	心理判定員<知事>	3	14	3	3	0
	総合土木職	9	2	1	1	0
	獣医師	2	1	1	1	0
	職業訓練指導員（電気・電子・設備系）	2	2	2	1	1
	職業訓練指導員（機械系）	1	1	1	1	0
	海技職<知事>	1	0	-	-	-
	警察事務職（情報管理員）	1	3	0	-	-
	理化学職（化学）	1	11	1	1	0
	保健師<警察本部>	1	13	1	1	0
	海技職（航海）<教育委員会>	2	1	1	1	0
	栄養士	1	15	2	2	0
	診療放射線技師	4	23	5	5	0
	医療福祉相談員	1	5	2	1	1
	医療情報職	1	3	0	-	-
6. 2. 5	学芸員	1	1	1	1	0
合 計		84	330	71	57	14

(ウ) 看護職採用選考試験（令和5年度）（病院局実施）

(人)

実施日	採用予定数	受験者数	合格者数	採用者数	辞退者数
5. 5. 20, 21	460	674	333	310	23
5. 7. 8		284	73	70	3
5. 10. 14		108	29	26	3
6. 1. 13		55	20	20	0
合計	—	1, 121	455	426	29

(3) 広報等の取組

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行った。

ア 説明会等の実施

(7) 大学等での試験説明会の開催

京阪神地域を中心に、主流であるオンラインでの説明会に加え、対面での説明会にも積極的に参加し、大学等に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行った。

- a 京阪神地域：令和5年度は22回（15大学等）開催し、495人が参加した。
（うち、12回（参加者：210人）はオンライン開催）
- b 京阪神地域以外：令和5年度は2回（2大学等）開催し、20人が参加した。
（うち、2回（参加者：20人）はオンライン開催）

(イ) 職員ガイダンス・個別相談会の開催

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等の説明を行うとともに、職種別の業務説明を行うガイダンスを実施した。また、受験や職務への疑問や不安を解消し、県職員への志望度を高めるため、オンラインでの個別相談会を開催した。

対 象		実施日	参加人数
試験 区 分 別	大卒程度・資格免許職採用試験受験者対象	6. 2. 7	424人
		6. 2. 8	
		6. 2. 9	
		6. 2. 13	
		6. 2. 14	
		6. 2. 15	
高卒程度採用試験受験者対象	5. 7. 28	40人	
	6. 3. 25	13人	
職 種 別	個別相談会（一般事務職）	5. 5. 17	65人
		5. 5. 18	
	臨床検査技師・診療放射線技師	5. 5. 19	63人
合計			605人

(ウ) 就職情報提供企業等主催の就職説明会への出展等

就職情報を提供する民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区 分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内 10回（うちオンライン3回）	762人
	大阪市内 4回	
公務員予備校等での説明会	神戸市内 7回（うちオンライン5回）	513人
	姫路市内 2回（うちオンライン1回）	
	大阪市内 2回	
合計		1, 275人

(イ) 大学1～2年生を対象としたPR活動等

将来の受験者を早期に確保する観点から、大学のキャリアセンター等と連携し、大学の1～2年生を対象としたキャリアデザイン等の講義に出席し、県職員という職業を紹介し、魅力をPRした。令和5年度は兵庫県立大学、同志社大学、関西学院大学等で7回実施し、285人が参加した。

(オ) 採用サポーター制度の創設

県庁のリアルな姿や雰囲気を知ってもらうため、県庁の業務に興味のある大学生等に対し、若手職員（採用サポーター）と1対1で直接対話し、県庁を体感できる「採用サポーター制度」を創設した。令和5年度は89人の受入れを行った。

イ 情報発信等

(フ) 職員採用ポータルサイトの開設

知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や仕事内容・勤務条件、先輩職員メッセージ等のほか、パンフレットや採用説明会での配布資料等の情報提供を行うポータルサイトを令和3年10月に開設し、令和5年度のページ閲覧回数は269,479回（R5.4.1～R6.3.31）となった。

(イ) 兵庫県職員採用X（旧Twitter）の開設

令和2年度までのメールマガジンの配信に代わり、兵庫県職員採用X（旧Twitter）アカウントを開設し、令和3年4月から採用試験や説明会の情報等を発信している。アカウントのフォロワー数は2,993人（R6.3.31時点）となった。

(ク) 職員採用PR動画の配信

県職員の仕事の面白さ、県職員として働く魅力ややりがいを伝えるため、令和元年度、4年度に作成した職員採用PR動画を、企業主催の就職セミナー等で使用するとともに、「ひょうごチャンネル」（YouTube）で配信した。

公開	タイトル
R2.2月	18人それぞれのアイデア
R2.4月	兵庫県職員一日密着（男性編）
	兵庫県職員一日密着（女性編）
R5.4月	県内各地で働く、リアル
	転職の理由
	「土木」の、アイデア
	兵庫県の重要施策を担う。 新人職員に一日密着

(エ) パンフレットの作成

兵庫県が求める人材、先輩職員のメッセージ、勤務条件等を説明した「採用案内」を作成（7,500部）し、説明会や大学等で配布した。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員給与実態調査

職員の給与等の実態を把握し、給与報告等の基礎資料を得ることを目的として、令和5年4月1日に在職する職員（技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、勤務延長職員、再任用職員、育休任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は次のとおりである。

ア 調査項目

(7) 給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

(i) 諸手当

イ 調査結果の概要

(7) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

区分 給料表	適用 人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平均経験 年数 (年)	学歴別人員構成比				性別人員 構成比	
				大学卒 (%)	短大卒 (%)	高校卒 (%)	中学卒 (%)	男 (%)	女 (%)
行政職	7,251	42.0	20.1	73.1	6.0	20.9	0.0	59.0	41.0
研究職	188	44.8	21.6	99.5	-	0.5	-	85.1	14.9
医師・歯科医師職	67	35.2	8.9	100.0	-	-	-	53.7	46.3
看護職	4	53.8	32.3	-	75.0	25.0	-	0	100.0
警察職	11,443	39.0	17.9	53.2	5.7	41.1	-	90.1	9.9
高等学校教育職	7,125	42.7	18.2	97.0	2.0	1.0	-	58.5	41.5
中・小学校教育職	16,028	40.4	17.3	96.5	3.5	0.0	-	46.4	53.6
特定任期付職員	1	57.0	37.0	100.0	-	-	-	0	100.0
一般任期付職員	9	47.8	23.1	77.8	11.1	11.1	-	55.6	44.4
全給料表	42,116	40.7	18.1	80.8	4.3	14.9	0.0	62.7	37.3

(イ) 給料表別平均給与額

(円)

給料表	一人当たり平均給与総額	内 訳						
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当
行政職	395,358	326,261	8,514	27,017	6,418	14,808	9,724	2,616
研究職	454,866	373,749	11,210	27,894	7,906	20,306	10,385	3,416
医師・歯科医師職	779,713	372,716	3,082	65,662	4,179	7,504	34,345	292,225
看護職	435,739	349,900	1,625	33,043	7,000	26,146	0	18,025
警察職	403,944	331,698	14,787	29,543	4,885	15,463	1,261	6,307
高等学校教育職	453,919	(16,604) 379,935	9,026	27,948	6,959	11,889	3,139	15,023
中・小学校教育職	425,478	(13,924) 363,515	8,300	25,250	6,316	7,708	5,617	8,772
特定任期付職員	811,756	710,000	-	66,740	-	35,016	-	0
一般任期付職員	451,651	366,833	9,222	34,745	3,111	14,453	20,387	2,900
計	419,964	(8,108) 351,302	10,226	27,257	6,057	11,805	4,791	8,526

(注) () 内は、教職調整額及び給料の調整額の内書である。

(2) 民間給与実態調査

ア 調査の概要

職員と民間従業員の給与を比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

(ア) 調査期間 令和5年4月24日から6月16日まで

(イ) 調査対象 令和5年4月分給与の最終締切日現在、企業規模50人以上で、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された2,148事業所

(ウ) 対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(エ) 調査人員 初任給関係936人（行政職に相当する調査実人員878人）、初任給関係以外の調査職種18,013人（行政職に相当する調査実人員16,072人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は155,639人、行政職に相当するものは128,620人）

(オ) 抽出方法

- ・事業所 人事院が、(イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、453事業所を無作為に抽出した。
- ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数であるときは抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

イ 調査結果の概要

(7) 産業別調査事業所数

産業分類	事業所数
農業、林業、漁業	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	21
製造業	172
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	56
卸売業、小売業	28
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	10
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	83
計	370

(4) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職種名	平均年齢	きまって支給する給与(A)	(A)のうち時間外手当(B)	(A)－(B)
支店長	52歳	763,524円	1,107円	762,417円
工場長	53歳	738,887円	508円	738,379円
事務部長	51歳	678,440円	949円	677,491円
技術部長	53歳	700,301円	2,636円	697,666円
事務部次長	51歳	603,828円	16,403円	587,424円
技術部次長	53歳	636,840円	1,406円	635,434円
事務課長	48歳	555,674円	14,718円	540,955円
技術課長	48歳	569,434円	8,019円	561,415円
事務課長代理	47歳	530,999円	28,961円	502,038円
技術課長代理	46歳	553,540円	14,532円	539,008円
事務係長	45歳	454,757円	55,515円	399,242円
技術係長	47歳	498,903円	64,095円	434,807円
事務主任	43歳	406,151円	44,808円	361,343円
技術主任	45歳	439,397円	58,378円	381,019円
事務係員	39歳	353,056円	42,597円	310,460円
技術係員	39歳	383,492円	63,078円	320,414円

(7) 学歴別初任給（事務・技術関係職種）

学歴	初任給月額
大学卒	214,044円
短大卒	195,394円
高校卒	177,492円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(I) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,732円
配偶者と子1人	19,205円
配偶者と子2人	25,180円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、議会及び知事に、10月11日に職員の給与等について報告をし、併せて給与の改定等について所要の措置をとるよう勧告した。

概要は「職員の給与等に関する報告及び勧告の概要」(26ページ～28ページ)のとおり。

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（令和5年）

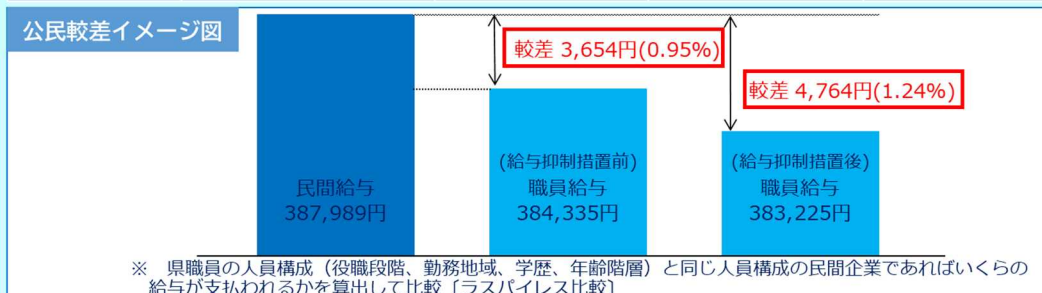
令和5年10月11日
兵庫県人事委員会

公務と民間の給与水準の比較

① 月例給

公務と民間の本年4月分の給与を比較した結果、職員が民間を給与抑制措置（管理職手当減額）前で3,654円（0.95%）下回っている。

	民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較差(A)-(B)	備考
本県 行政職平均年齢 42.0歳	387,989円	384,335円	3,654円 (0.95%)	給与抑制措置前
(参考) 国	407,884円	404,015円	3,869円 (0.96%)	給与抑制措置後



② 特別給（期末・勤勉手当）

直近1年間（昨年8月～本年7月）の支給実績を比較した結果、職員が民間を0.09月分下回っている。

	民間の支給実績(A)	職員の支給月数(B)	差 (A)-(B)
本県	4.49月	4.40月	0.09月
(参考) 国	4.49月	4.40月	0.09月

給与改定の内容等

～月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに2年連続の引上げ～

- ① 給与抑制措置前の公民較差〔3,654円（0.95%）〕を埋めるため、給料月額を引上げ ※令和5年4月遡及適用
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を引上げ（0.10月分）

1 給料表

若年層に重点を置いてすべての世代で引上げ
平均改定率：1.0%〔5.0%（2級）～0.3%（6級以上）〕

[うち初任給月額]

事務・技術（大卒程度）
191,700円 → 202,400円（+10,700円〔+5.6%〕）
事務・技術（高卒程度）
158,900円 → 170,900円（+12,000円〔+7.6%〕）

2 期末・勤勉手当

支給月数を年間で0.10月分引上げ
4.40月分 → 4.50月分
(期末手当：+0.05月、勤勉手当：+0.05月)

[その他の職員の支給月数]
・再任用職員 2.30月分 → 2.35月分
(期末手当：+0.025月、勤勉手当：+0.025月)
・任期付研究員等 3.30月分 → 3.40月分
(期末手当：+0.10月)

[参考] 職員1人当たりの改定状況（行政職：平均年齢42.0歳、平均経験年数20.1年）

	年間給与	年間給与の増減
改定前	6,253,000円	99,000円
改定後	6,352,000円	(1.6%)

公民較差の額・率ともに
H8の5,488円(1.42%)
以来27年ぶりの水準

3 その他

- 在宅勤務等手当の新設
(国：一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて在宅勤務等を行う職員に3,000円/月)
- 新卒初任給の引上げや若手職員の俸給額の最低給与水準の引上げ、地域手当の級地区分設定の広域化、扶養手当の見直しなど給与制度の整備について、今後の人事院の検討の動向（R6秋目途）を注視しつつ必要な検討を行う。

人事行政における諸課題①

I 「躍動する兵庫」の実現に向けた人材の確保及び育成

ア 多様な人材の確保に向けた職員採用の強化

- ◇ 若者の就職観が多様化する中、「専ら公務員志望」に偏らず「民間・公務員を問わず」自分に合った仕事や働き方を求める層を呼び込む視点を
 - ① **総合行政を担う人材募集を明確にした採用試験**
 - ② **民間企業を併せて志望する人も受験しやすいSPI方式の大卒程度への拡充**
 - ③ **採用予定数にとらわれない柔軟な採用のあり方**
 - ④ **高度な専門性を有する職種の非常勤職員について、人材確保の観点から専門性が蓄積されるような任用や処遇 等について検討**
- ◇ 県職員の魅力、「HYOGO's WAY」やキャリアモデルとあわせ、**テレワークの推進など柔軟で多様な働き方が進むことを発信**

イ 中長期視点に立った人材の育成

- ◇ 職員のキャリア構築には、個人による主体的な学びと、組織によるキャリアパスの明示化や支援が両輪となった取組



ウ ダイバーシティ・マネジメントの推進

- ◇ **性別、年齢、障害の有無等にかかわらず**職員一人ひとりが生き生きと働ける環境の充実
- ◇ (女性課長級の職員比率)
 - ・ R4 : 19.0% (目標20%) [知事部局等]
- ◇ 女性の活躍につき、キャリア形成支援、ライフステージに応じた研修の充実、仕事と生活の両立支援拡充や男性職員の育児休業取得の更なる推進と、互いに理解し協力しあう職場風土の醸成が必要

II 能力と実績に基づく人事管理と職員のモチベーション向上

- ◇ 人事評価を用いて職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等により適切に反映し、職員自身の成長や組織への貢献を実感できることが必要

4

人事行政における諸課題②

III 働き方改革と勤務環境の整備

ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

- ◇ 超過勤務縮減は着実に推移 (1人1月平均時間)
 - ・ R3 : 10.2h → R4 : 10.2h [知事部局等]
 - ※ 5年前(H29):12.3h
 - (年360時間超の人数)
 - ・ R3 : 353人 → R4 : 350人 [知事部局等]
 - ※ 5年前(H29):461人
- ◇ 組織のパフォーマンスを更に高めていくため、業務量に応じた人員の確保や適切な職員配置、ICTの活用等新しい働き方の推進に努める必要
- ◇ 様々な災害対応につき、特定の所属や職員に業務が集中しないよう配慮し、職員の健康障害防止に万全を期す必要
- ◇ **教員の超過勤務縮減も一定の成果**(1人1月平均時間)があるも、**長時間労働の解消には遠い**
 - (高校等) R3 : 28:51h → R4 : 27:32h
 - (小中学校) R1 : 59:02h → R4 : 48:25h
 - ※ 規格外の原則は月45h
- ◇ **教員未配置問題がさらに深刻化**。他の先進事例も取り入れながら、不足解消に向けた人材確保策を強力に推進し、**処遇改善やワーク・ライフ・バランスの推進**をはじめ**働きがいのある学校づくりが不可欠**

イ 仕事と生活の両立支援

- ◇ **男性職員の育児参加**について、知事部局はもとより、**教育委員会や警察本部**においても、取得促進に向けた職場環境づくりに一層取り組んでいく必要
 - (男性職員の育児休業)
 - ・ R3 : 24.6% → R4 : 61.4% [知事部局等]
 - (男性の育児参加休暇)
 - ・ R3 : 95.8% → R4 : 100% [知事部局等]
- ◇ フレックスタイム制の活用や超過勤務の縮減などを通じて、勤務間の休息とワーク・ライフ・バランスが確保されるよう努める必要
- ◇ **在宅勤務制度は、利用促進を図るとともに、検証を活かしながら効率的・円滑なテレワーク環境の充実を**

ウ 職員の健康管理

- ◇ 職責に伴う精神的負担、在宅勤務に伴うコミュニケーション不足による影響も、職員の健康状態の状況把握に万全を。

エ ハラスメントの防止

- ◇ 依然としてハラスメントによる相談事案や懲戒処分事案が発生。**所属長等は、典型例にとらわれず、職場で十分に注視**、職員が相談しやすい環境整備を。

5

人事行政における諸課題③

IV 若手だけでなく高齢期のモチベーションアップを

- ◇ 若手職員を中心に給与水準の向上が図られる一方で、高齢層職員の高いモチベーションを維持していくため勤務意欲と勤務実績にこたえる勤務形態や処遇が必要。
60歳前・60歳超の各職員層の給与水準の在り方について他の制度と一体で検討（人事院も）
- ◇ 特に教育職の再任用職員の給与については、定年前と同一の役割を担っていることが反映されておらず、常勤職員との権衡や職務実態、人材確保の観点踏まえたモデル給料表の作成について全国人事委員会連合会にも強く働きかけ
（60歳前常勤職員との同一級での給与水準比較）
 - ・ 60歳超職員 約70% ⇔ 再任用教諭 約65%

V 臨時・非常勤職員も

- ◇ 会計年度任用職員の勤勉手当について、常勤職員の取扱いとの権衡を踏まえた措置を（自治法改正R6）
（現行ベース）
会計年度任用職員：期末手当 2.40月分
↓
常勤職員：期末・勤勉手当 4.40月分
- ◇ 会計年度任用職員の給与について、常勤職員の給与が改定された場合は、改定の実施時期も含め、常勤職員に準じた取扱いが基本（総務省通知も）

VI 公務員倫理の徹底

- ◇ パワハラ・セクハラをはじめ、多岐にわたる不祥事が依然として発生しているため、懲戒処分の指針をより明確化し、平素から職員の執務状況や職場環境等に心を配るなど、改めて再発防止と公務員倫理の徹底が必要

おわりに

- ◇ 管理職手当の減額措置が長期にわたり常態化している。減額率については段階的な縮小を図ることとされ、一定の方向性は示されたものの、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。職員のモチベーションの維持・向上や人材確保の観点からも、速やかに解消されるようあらためて要請

6

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

人事委員会は、要求のあった事案について、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行う。

イ 処理状況（令和5年度）

令和5年度における措置要求の係属及び処理状況は次のとおりである。

区分	令和4年度末 (R5. 3. 31) 係属件数	令和5年度		令和5年度末 (R6. 3. 31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給 与	2	1	3	
勤務時間		1		1
休 暇				
そ の 他		1		1
計	2	3	3	2

ウ 終結事案の概要（令和5年度）

令和5年（措）第1号事案

要求年月日	令和5年3月6日
要求の概要	大学院派遣研修に係る通勤手当について 1 令和3年4月分から令和5年3月分までの高速道路利用料を支払うこと 2 オンライン講義期間を含む令和3年4月分から同年6月分までの通勤手当を、日割りにせず、全額支払うこと
終結年月日	令和6年2月16日
結 果	棄却
判断の概要	1 複数のサイトにより測定結果を検証することは慎重かつ合理的な態度であり、また、交通渋滞による遅延状況は季節、時間帯、天候、周辺における交通事故の影響等の要因により一定しないため、これらを実務上勘案しないことは現実的な取扱いといえる。3つの検索サイトによる測定結果の平均値により、「おおむね90分以上」という高速道路利用料の支給要件に該当しないとした当局の取扱いに誤りはない。 2 当局は、派遣要領を定め、研修期間中は学校長の旅行命令による出張とし、大学院を在勤庁とみなして通勤手当を支給し、さらにオンライン授業による場合の用務地は自宅としていることが認められる。在勤庁である大学院は新型コロナウイルス感染症の影響から一律にオンライン講義を指定したのであり、その趣旨からするとオンライン講義の日はもちろん、それ以外の平日においても要求者の勤務場所が自宅に指定されていたものと解することができるため、当局が通勤手当における通学と認めなかったことに誤りがあったとまでいうことはできない。したがって、当局が通勤手当の返納事由に該当す

	るものとして、日割りにより不支給としたことは正当である。
--	------------------------------

令和5年（措）第2号事案

要求年月日	令和5年3月29日
要求の概要	令和2年度の超過勤務手当不払い分の支払い
終結年月日	令和5年6月7日
結果	取下げ

令和6年（措）第1号事案

要求年月日	令和6年1月14日
要求の概要	事前に申請した旅行命令に基づき自家用車を利用した出張をしたところ、事後になって、公共交通機関により通勤している教職員には自家用車の出張旅費が支払えないとして旅行命令簿の訂正を求められたとして、当該差額の支給を求めた。
終結年月日	令和6年3月12日
結果	取下げ

(2) 不利益処分に関する審査請求

ア 制度の概要

不利益処分についての審査請求制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して審査請求を行うことができる。

人事委員会は、審査請求のあった事案について、審査請求審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行う。

イ 令和5年度の処理状況

令和5年度における審査請求の係属及び処理状況は次のとおりである。

区分	令和4年度末 (R5. 3. 31) 係属件数	令和5年度		令和5年度末 (R6. 3. 31) 係属件数	令和5年度 口頭審理 開催回数
		請求件数	終結件数		
分 限 処 分	免 職				
	休 職				
	降 任				
	降 給				
懲 戒 処 分	免 職	1		1	1
	停 職	1	1		
	減 給		2	2	
	戒 告				
そ の 他					
計	2	2	1	3	

ウ 終結事案の概要（令和5年度）

令和5年（不）第1号事案

請求年月日	令和5年2月20日
請求の概要	本件事故は、請求人が法定速度を守って自動車を運転していたところ、請求人車両の左後ろから被害児童が運転する自転車が猛スピードでぶつかってきたものであること、請求人は、被害児童に負傷がないことを現認し、当該児童自身の口からも負傷がないことを聞き取ったことなどから、救護義務違反には当たらないとして、本件懲戒処分（停職6月）を取り消すとの裁決を求めた。
終結年月日	令和5年9月8日
結果	棄却
判断の概要	<p>1 一般に交通事故による受傷は外形的に確認できるものばかりではないこと、被害児童が小学生であって十分な判断能力を有しないことは自明であるから、医師の診察を受けさせるなどせず、請求人自身の判断で救護の必要性がないとして、その場を立ち去ったことは許されるものではないことなどから、救護義務違反に該当するため、懲戒事由に該当する。</p> <p>2 本件処分が標準量定どおり停職6月とされたことは、処分基準に適合しており、過去の処分例との不均衡はないといえるので、本件処分の量定は妥当である。</p>

(3) 職員の苦情の処理

ア 制度の概要

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会は、申出等を行った者に対し、助言等を行うほか、申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。

イ 令和5年度の処理状況

令和5年度の苦情相談は次のとおりである。

相談件数	相談内容						
	任用	給与	勤務条件・サービス	執務環境	パワハラ	セクハラ	その他
48	3	8	12	6	12	1	6

(4) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は法第29条に規定する懲戒処分を行い、法第49条第1項に規定する処分説明書を交付した場合、職員の分限及び懲戒の方法及び効果に関する規則（昭和35年人事委員会規則第16号）第4条の規定に基づき、人事委員会に処分説明書の写しを提出することとなっている。

イ 処理状況（令和5年度）

令和5年度に人事委員会に報告のあった処分は次のとおりであり、分限処分4件、懲戒処分60件であった。

		知事		教育委員会		警察本部長		合計	
		4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
分限処分	免職		1				1		2
	休職						1		1
	降任					1	1	1	1
	降給								
	小計		1			1	3	1	4
懲戒処分	免職	3	1	7	4		2	10	7
	停職	2		7	3	2	4	11	7
	減給	3	2	15	18	5	5	23	25
	戒告	4	3	9	12	3	6	16	21
	小計	12	6	38	37	10	17	60	60
合計		12	7	38	37	11	20	61	64

ウ 処分の内訳（令和5年度）

		知 事		教育委員会		警察本部長		合 計	
		4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
処分内訳	飲酒運転	1	0	1	1	1	0	3	1
	体 罰	0	0	8	4	0	0	8	4
	わいせつ	0	0	4	2	1	3	5	5
	ハラスメント	0	1	8	9	2	0	10	10
	横領	1	0	1	2	0	1	2	3
	その他	10	6	16	19	7	16	33	41
	合 計	12	7	38	37	11	20	61	64

※処分内訳の件数には、監督処分を含む。

4 職員団体

(1) 職員団体の登録

職員団体が一定の要件に適合していることを人事委員会が確認し、公証する制度である。

登録の要件は、①規約に一定の事項が定められていること（法第53条第2項）、②職員団体の重要な事項が民主的な手続で決定されていること（法第53条第3項）、③職員団体の構成員が同一の地方公共団体の職員のみで組織されていること（法第53条第4項）である。

登録の効果は次のとおりである。

- ① 地方公共団体の当局は、登録職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 任命権者の許可を受けて、登録職員団体の役員として在籍専従することができること。
- ③ 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。

登録職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から20日以内に、人事委員会に届け出なければならない（職員団体の登録に関する条例第4条第1項）。

ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

(令和6年3月31日現在)

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無
		連合体	単位団体	
兵庫県職員労働組合	昭41.10.4		○	○
兵庫県教職員組合	昭41.10.4	○		○
兵庫県高等学校教職員組合	昭41.10.4		○	○
兵庫県自立教育労働者組合	昭57.4.20		○	
兵庫県教職員連盟	昭63.2.23	○		
加印教職員組合	平2.2.8		○	○
兵庫高等学校教職員組合	平2.3.12		○	○
但馬教職員組合	平2.3.12		○	○
兵庫教職員組合	平2.3.12	○		○
丹有教職員組合	平2.5.10		○	
淡路教職員組合	平2.7.2		○	
全教兵庫教職員組合	平25.1.16		○	○
揖龍教職員組合	平31.3.8		○	○
神崎教職員組合	平31.3.8		○	○
赤相教職員組合	平31.3.8		○	○
多可町・西脇市教職員組合	平31.3.8		○	○
加東小野教職員組合	平31.4.18		○	○
東播教職員組合	令1.6.27		○	
I R I S 兵庫	令6.2.16		○	

イ 登録の状況

令和5年度における登録状況は次のとおりである。

登録団体数	新規登録 申請件数	解散届出 件数	変更届出 件数	変更届出内訳			
				規約	登録事項		
					名称	所在地	役員
19	1	1	9	0	0	0	9

(2) 管理職員等の範囲

職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない（法第52条第3項）。

管理職員等の範囲は、同条第4項により管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第9号）で定めており、令和5年度の組織又は職の改廃に応じて改正を行った。

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び船員法（昭和22年法律第100号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、人事委員会がこれを行う（法第58条第5項）。

令和5年4月1日現在、県の事業場は352事業場であり、人事委員会の所管が315事業場、労働局・労働基準監督署の所管が37事業場となっている。

（令和5年4月1日現在）

所管	号別	部局	事業場名	
人事委員会 [315]	第12号(教育・研究)[189]	知事[15]	兵庫陶芸美術館 自治研修所 広域防災センター 県立健康科学研究所 県立総合衛生学院 県立工業技術センター 県立ものづくり大学校 県立但馬技術大学校 県立高等技術専門学院(2) 兵庫障害者職業能力開発校 県立農林水産技術総合センター 県立森林大学校 森林動物研究センター 県立淡路景観園芸学校	
		教委[173]	県立学校(163) 県立特別支援教育センター 県立南但馬自然学校 県立但馬やまびこの郷 県立教育研修所 県立美術館 県立図書館 県立歴史博物館 県立人と自然の博物館 県立コウノトリの郷公園 県立考古博物館	
		警察[1]	警察学校	
	別表第1に該当しない官公署 [126]	知事[55]	本庁（職員健康管理センターを含む。） 兵庫県民総合相談センター 県立男女共同参画センター 県民局（事務所及び但馬消費生活センターを除く。）(7) 県民センター（事務所を除く。）(3) 但馬長寿の郷 県税事務所(10) 但馬消費生活センター 農林振興事務所(6) 農林水産振興事務所(4) 東京事務所 職員会館 消費生活総合センター こども家庭センター(7) 女性家庭センター 食肉衛生検査センター 動物愛護センター 県立身体障害者更生相談所 県立知的障害者更生相談所 精神保健福祉センター 旅券事務所 家畜保健衛生所(3)	
		教委[7]	事務局本庁 教育事務所(6)	
		警察[56]	本庁 機動捜査隊 機動パトロール隊(2) 鉄道警察隊 運転免許課 運転免許試験場 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署(46)	
		その他[8]	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局(2)	
	基 労働 標準 監督 局 署 労働 [37]	第3号(土木・建設)[15]	知事[15]	土木事務所(13) 尼崎港管理事務所 姫路港管理事務所
		第13号(保健衛生)[22]	知事[14]	健康福祉事務所(12) 中央こども家庭センター保護第1課・保護第2課 県立明石学園
			教委[8]	特別支援学校寄宿舎(8)

(注) 1 上に掲げる以外の事業場については、それぞれ上位の組織中に含める。

2 企業職員及び単純労務職員は労働局・労働基準監督署の所管

3 []内は事業場数

(2) 労働基準法等に基づく職権行使

ア 許認可等

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として令和5年度に行った許認可及び届出の状況は次のとおりである。

① 解雇予告除外認定	4件
② 時間外労働・休日労働に関する協定届	192件
③ 宿日直勤務許可	0件
④ 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0件
⑤ 機械等の設置届	0件

イ 職員勤務実態調査

労働基準監督機関の権限の行使として、所管する事業場に対し、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令やこれに関連する任命権者の諸規程の遵守状況を調査し、違反行為を指導するため、人事委員会所管の全事業場315事業場に書面調査を実施した。

違反等の課題のある40事業場のうち5事業場に対して、委員等による実地調査を実施したほか、35事業場に対しては、文書により課題の指摘と措置状況の報告を求めた。

6 退職管理

離職後に営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（働きかけ）が禁止されている。

元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会にその旨を届け出る義務がある。

働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、任命権者が調査を実施し、人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する。

令和5年度の元職員から働きかけを受けた職員からの届出は0件であった。

7 退職手当の支給制限等に係る意見照会

退職手当管理機関（職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有していた機関）は、職員の退職手当に関する条例の規定に基づき、当該退職をした者について、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたときなど一定の場合には、当該退職した職員又はその遺族等に対して、退職手当の支給制限、返納等の処分を行うことができるものであるが、そのうち一定の場合には、あらかじめ人事委員会の意見を聴かなければならない。

令和5年度における退職手当管理機関からの意見照会は、0件であった。